

川越市 保育所入所指数 セルフチェックシート

定員を上回る申し込みがあった場合は、利用調整の基準に基づき、入所指数が高い方から順に入園者を決定します。
次の【STEP1】⇒【STEP2】⇒【STEP3】の手順で、ご自身の入所指数を確認いただけます。

【STEP1】

基準指数の確認

保護者①・保護者②それぞれに、いずれか一つの区分の点数を適用します。

保護者①の基準指数

保護者②の基準指数

あなたの基準指数は

点

+

点

=

点

(※以下のいずれかひとつ)

(※以下のいずれかひとつ)

(※ひとり親家庭は保護者②の適用なし。別途、【STEP2】で加算あり。)

就労

就労中 ⇒就労証明書の就労時間（休憩・残業を除く実働）に応じて、点数が変わります。

雇用形態

正社員

パート・アルバイト

派遣社員

契約社員

非常勤社員

自営業者

専業主婦

専業主夫

専業主婦

専業主夫

就労時間（実働就労の場合）

月

日

時

分

秒

就労時間（実働就労の場合）

月

日

時

分

秒

就労時間（実働就労の場合）

月

日

時

分

秒

就労証明書の項目：6「就労時間」欄の記載内容をもとに、**月間の実働時間（休憩・残業時間を除く）**を算出し、入所基準指数（審査の点数）を決定します。

時間数（月間）150～

21点

時間数（月間）140～149

19点

時間数（月間）130～139

17点

時間数（月間）120～129

15点

時間数（月間）110～119

13点

時間数（月間）100～109

11点

時間数（月間）64～99

9点

内職

8点

就労内定 ⇒就労証明書の就労時間（休憩・残業を除く実働）に応じて、点数が変わります。

時間数（月間）120～

14点

時間数（月間）64～119

8点

<就労に関する補足説明>

※就労証明書の雇用期間（開始日）が、就労証明書の証明日より後の日付の場合は、「就労内定」となります。

※就労中であっても、就労証明書の添付がない場合は、「求職活動（就労誓約書）」となります。

※時間数（月間）が64時間に満たない場合は、「求職活動（就労誓約書）」となります。

求職活動（就労誓約書）

5点

妊娠・出産

25点

疾病・障害

疾病 ⇒医師の診断書等（保育が困難な旨が明記されたもの）により判定いたします。

22点

障害 ⇒交付を受けている手帳の種類に応じて点数が変わります。

身体障害者手帳 1・2級

25点

身体障害者手帳 3級

22点

精神障害

25点

療育手帳 A・A

25点

療育手帳 B・C

22点

介護・看護

⇒親族の介護・看護が必要な頻度に応じて点数が変わります。

常時付添を要する

21点

週5日以上付添を要する

19点

週3日以上付添を要する

17点

就学

就学中

18点

就学予定

7点

災害復旧

40点

DV被害※

40点

※DV被害の場合、別途ひとり親の確認書類があれば、【STEP2】にて調整指数が加算されます。

【STEP2】

調整指数の確認

あなたの調整指数は

点

児童やその世帯等の状況に応じた調整指数の加算・減点を適用します。

点

保護者の状況に応じた加算

ひとり親家庭 ⇒次のいずれかに該当する場合に加算します。

死亡、離婚、未婚等のため、配偶者が不在である場合

離婚を前提に保護者が別居している場合（※注：必要書類あり）

点

+40

父母不存在 ⇒申請児童の父母のいずれもが、死亡、遺棄等により不存在である場合

点

+60

市内保育士・幼稚園教諭・保育教諭 ⇒認可外保育施設を含む市内の教育・保育施設に勤務（内定含む）する保育士・幼稚園教諭・保育教諭（※注：必要書類あり）

点

+6

育児休業延長許可 ⇒保育利用申請において、「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許可できる。」旨の申し出がある場合に、指数を減点します。

点

-100

世帯の状況に応じた加算・減点

生活保護受給者 ⇒生活保護を受給している場合（※注：必要書類あり）

点

+3

65歳未満祖父母と同居 ⇒65歳未満の祖父または祖母と同居している場合で、対象の祖父・祖母に関する保育が必要な旨の証明書（就労証明書等）の提出がない場合は指数を減点します。

点

-5

自営で協力者あり ⇒保護者が個人事業主で、もう一方の保護者がその事業の家族従業者である場合、指数を減点します（税法上の事業専従者に該当する場合は減点いたしません。）。

点

-2

児童本人の状況に応じた加算

地域型保育事業卒園児 ⇒地域型保育事業の卒園児童が、当該施設を卒園し、継続して新規申請する場合に加算します。

卒園する施設の連携施設を第一希望として、新規申請する場合

上記以外の場合

点

+28

点

+21

認可外保育施設・幼稚園・一時預かり利用 ⇒申請児童本人が、申し込みの時点で、認可外保育施設、幼稚園、認定こども園（幼稚園枠）、一時預かり事業（一般型）について1ヶ月あたり10日以上の実績がある場合（※注：必要書類あり）

点

+2

障害児 ⇒申請児童本人が、障害者手帳の交付を受けている場合（※注：必要書類あり）

点

+12

要支援・要保護児童 ⇒児童福祉等の観点から、特に保育の優先利用が必要とされた場合（被虐待児童など）※児童相談所や福祉事務所等の関係機関における総合的な状況で判断します。

点

+25

児童のきょうだいの状況に応じた加算

兄弟姉妹が小学生以下 ⇒小学生以下の兄弟姉妹（保育所等への在園は問わない）がいる児童が新規申請する場合

点

+1

兄弟姉妹が同時申請 ⇒兄弟姉妹が同時に新規申請する場合

点

+2

多胎児が同時申請 ⇒多胎児が同時に新規申請する場合

点

+2

兄弟姉妹が在園 ⇒保育所等に在園する児童（認定こども園幼稚園枠を含み、幼稚園を除く）の兄弟姉妹が新規申請する場合

点

+2

兄弟姉妹が障害児 ⇒兄弟姉妹が障害者手帳の交付を受けている場合（※基準指数が介護・看護の場合のみ適用）

点

+3

【STEP3】

入所指数を算出

【STEP1】の基準指数 と 【STEP2】の調整指数 を合計した点数にて、審査を行います。

★入所指数が高い方から、保育の実施決定をし、入所指数が並んだ場合希望の高い順から決定します。

※審査の際は、ご提出いただいた申請書や添付書類の内容をもとに、保育課が個々の要件の該当性を判断し、入所指数を算出します。

本シートで自己計算いただいた結果との間に差異が生じる可能性がありますので、ご不明な点などがございましたら、事前にお尋ねください。

【STEP1】基準指数

点

【STEP2】調整指数

点

あなたの入所指数は

点

点

+

点

=

点

(※マイナスの場合は、基準指数から減算します)

前年度4月一次募集の実績等は
こちら
(※川越市ホームページに遷移します)